

第 7 回鴻巣行田北本環境資源組合ごみ処理施設運営協議会概要

会の名称	第 7 回鴻巣行田北本環境資源組合ごみ処理施設運営協議会
開催日時	平成 3 1 年 3 月 1 9 日（火） 開会：午後 6 時 5 分 閉会：午後 7 時
開催場所	笠原公民館 講座室 A・B
出席者	1 3 名（別紙のとおり）
事務局 出席者	鴻巣行田北本環境資源組合：瀬山事務局長 計画建設課：佐野課長 肥後副参事 山崎主幹 小松主査 北條主査
組合構成市 出席者	鴻巣市：飯塚環境経済部長 馬橋副部長 小林環境課長 行田市：前島環境課長 北本市：加藤環境課長
次 第	1 開会 2 あいさつ 3 自己紹介 4 議題 （1）会長及び副会長の選任について （2）その他 5 閉会
協議会資料	（資料名・概要等） 次第 資料 1 ごみ処理施設運営協議会設置要綱 資料 2 施設整備スケジュール（変更後） 資料 3 地元説明会の報告 資料 4 農振除外に関する説明会の報告 資料 5 施設見学会の報告

発 言 者	協議会の経過（議題・発言内容等）
事務局 A 事務局 B 事務局 C	・ 開会 ・ あいさつ ・ 資料確認 議題（１）会長及び副会長の選任について 会長及び副会長を選任 ・ 会長あいさつ 議題（２）その他 【資料２・資料３・資料４・資料５を用いて説明】
委員 A	質疑応答 供用開始が約１年延びるということだが、設計・建設工事の期間が延びる理由は。
事務局 D	建築工事を発注するにあたり、プラントメーカーに対して、工期についての調査を行った。その結果、多くのプラントメーカーから、国が進める働き方改革により週休２日制を導入することになるため、組合が当初設定していた工期３年間では厳しく４年間は必要である、との回答があり、それを踏まえ、組合としても働き方改革の考えを遵守することとし、整備期間を４年間とした。なお、メーカーとの契約締結時期は変更ない。
委員 A	工期が１年間延びるということは、工事関係車両の通行期間が１年間延びるので、地元へ影響を与える期間も１年間延びる。ごみ処理施設への収集車両が通るのは、早くても午前１０時くらいからと聞いているので、通勤時間帯に重ならないと認識している。ところが、工事関係車両は、朝早くから夕方まで通行するので、工事期間が１年間延びることによってその分地元に影響を与える。県道には歩道が未整備の区間がある。県道は、通学路のため、朝

	の工事関係車両の影響が大きい。工期の延長については、組合から地元住民に対して周知していただきたい。
事務局 D	施設整備スケジュールの変更については、3 月に笠原地区全戸に配布した組合だより第 5 号で周知している。併せて、3 市の広報誌 4 月号でも同じ内容を掲載し、市民に周知する予定である。
委員 A	農振除外とは何か説明していただきたい。
事務局 E	ごみ処理施設建設予定地は、農業振興地域内の農用地区域のため、農用地区域から除外することを農振除外という。
委員 B	周辺環境整備の要望を平成 29 年度に出している。それ以降、担当課からの回答を待っているが、いつまでに回答くれるか、組合から問い合わせしていないのか。
事務局 E	組合からは確認していない。現在、鴻巣市では要望に対する整備について調整しているとのことなので、準備が整い次第、組合へ報告すると伺っている。
委員 B	多面的機能支払交付金で笠原が広域化になり、安養寺の水路整備ができるようになる。その際に我々が挙げた要望箇所と組合の要望箇所が重複するのはよくないのでは、と農政担当課から指摘を受けた。要望に対する返答がないと、整備箇所の調整が遅れることになる。
鴻巣市 A	環境経済部は、産業振興も所管しているのでお答えする。先日、道路・水路の整備について協議した。水路については、県の補助金を活用して整備していきたいと考えている。県の補助金は、優先的に郷地安養寺地域の整備に活用したいと考えている。道路については、別予算を確保する必要がある。 農地中間管理機構等の関連があるため、産業振興課と調整しているところである。
委員 B	農道ができるのは施設完成後か。
鴻巣市 A	搬出入路の測量等に着手すると、現地はあわただしくなると考える。要望箇所の中で、早期の整備箇所は調整していきたい。

委員 C	大型トラクターが通行すると道路が傷む箇所もある。危険な箇所がたくさんあるので、そのような箇所は早めに整備していただきたい。
鴻巣市 A	道路整備は道路課、多面的機能支払交付金による整備は産業振興課であるため、再度調整する。
委員 B	農道整備については、費用対効果が低いからか、後回しになってしまう。
鴻巣市 A	予算確保ができるようすすめていきたい。
委員 C	地元としては、道路や水路がよくなるから、ごみ処理施設整備について理解しているところである。
委員 D	県道整備の進捗状況はどうなっているのか。
事務局 E	県道は北本県土整備事務所の所管だが、組合は要望書を出した後の進捗状況を把握していないので、照会して次回の運営協議会で報告できるようにしたい。
委員 E	施設整備スケジュールの中に周辺整備が組み込まれていないと、ここでの会議では意味がないのではないか。ごみ処理施設整備も大事だが、周辺道路の整備スケジュールが出ないのでは、地元としては納得いかないのではないか。周辺整備スケジュールも示してもらいたい。
事務局 E	組合で周辺整備する箇所がいくつかある。スケジュールは現在調整しており、準備が整い次第、皆様にお示しする。
委員 C	道路だけでなく、水路も関連するので、スケジュールは早めに示して、地元と打合せしてもらいたい。
委員 A	予定地の近くには県道が 2 本通っており、この地域では重要な道路である。県道の道路管理者は埼玉県ということはわかるが、それでは私たちは納得いかない。県道について、もう少し責任ある回答をいただきたい。
委員 C	意見がないようなので、これでよいか。
一同	(了承)

委員 C	他に何も無いようなので、本日予定していた議題について、すべて終了とする。よって、議長の任を解かせていただく。議事の進行に当たり、皆様のご協力に深く感謝する。 それでは、会議の進行を司会に戻すこととする。
事務局 A	以上をもって、第 7 回鴻巣行田北本環境資源組合ごみ処理施設運営協議会を閉会とする。 また、今回の協議会の協議内容については、委員の皆様から地元自治会へ情報提供していただくようお願いします。